

指名停止措置の公表

1. 指名停止措置業者名及び所在地

商号及び名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地
新明和工業株式会社	代表取締役 五十川 龍之	兵庫県宝塚市新明和町1-1

2. 指名停止措置期間

開始日	終了日
令和7年10月10日	令和8年2月9日 (4月)

3. 指名停止措置理由

特定特装車製品の販売価格を引き上げることについて、他の事業者と共同で合意したことが、公共の利益に反して、我が国における特定特装車製品の販売分野における競争を実質的に制限するものに当たり、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するとして、令和7年9月24日に公正取引委員会より違反行為者と認定されたため。

南国市建設工事指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第6号(県外における独占禁止法違反行為)

同要綱の取扱い別表第2関係2の(3)(県外における独占禁止法違反行為)